

## 郵政民営化法改正案の国会提出にかかる J F グループの見解

平成 24 年 3 月 30 日  
全国漁業協同組合連合会  
全国共済水産業協同組合連合会  
農 林 中 央 金 庫

本日、郵政民営化法の改正案が、与野党共同により国会に提出されました。

J F グループは、ゆうちょ銀行・かんぽ生命と同じく、過疎地や離島・半島地域を含め、全国各地で金融サービスを提供する社会インフラとして、官と民との役割分担のもと、地域社会に貢献してまいりました。

こうしたなか、J F グループは、郵政改革について、金融 2 社への政府の関与が続く限り、他の民間事業者との間の競争条件の公平性が確保されず、民業圧迫につながることから、預入限度額・保険加入限度額の引上げや個人向け貸出業務の実施、第三分野保険商品の解禁等の業務範囲の拡大を行わないよう要望してまいりました。

今回提出された郵政民営化法改正案では、金融 2 社の株式の処分については、これまで設けてきた期限を撤廃した上で、将来的には全ての処分を目指すとしています。預入限度額・保険加入限度額については、当面は引上げないとされておりませんが、将来の引上げについての懸念は払拭されておりません。また、新規業務規制については、政府関与が続く限り認可制を維持すべきと考えますが、金融 2 社株式の 1/2 以上処分後に一定の義務を課した届出制へ移行することとされています。

政府出資が残る段階での日本郵政グループは、官業とみなさざるをえず、政府関与が続く限りにおいては、預入限度額・保険加入限度額の維持や、公平な競争条件を確保するための金融 2 社の新規業務規制を徹底し、民業圧迫とならないよう、民業の補完に徹するべきです。

以上

(本件に関する照会先)

農林中央金庫 広報企画室 (岡元, 田澤) TEL. 03-5222-2017